

問

1. 乙是AOP和乙对甲的损害赔偿责任在追究上无妨碍。OK

2. 2 余和法 (以下略省略) 849条の3に基き、P849Aに於ては、
 利和責任と違反責任を認めず。以下、849条の3の第4号の満期
 請求は可。

更に、H社の年次報告書に「Eの責任は、P社株式の帳簿
 価格が正確でありEの1/2に占め、Lに於て「50%以上を
 越えたりしないが、同年半線に満ちる。O.C.「特定責任

3. 502, 514 AのP知に對する損害賠償責任を追及可能か? 過失

1. ①社株式の譲渡について、H社では会社法上どのような手続が必要か。

2、(1) 手紙、H社とI社の子会社である。H社のB社株主の
全部を譲渡し、I子会社の株式の全部を譲渡、(467年1月1日の)
100%取得する。

問

(2) 以上のことから、467条2項本文又1-54、株主総会の決議が必要であり、309条2項11号12-54、株主総会の9割以上の賛成が必要となる。OK

3. よって、H社では標準的な、特別承認が必要だ。p/c.

1. 月は、本主税総合課税負担率の算入(83条1項)を提起し、本件
決着義務則消却とを争うから本。2の争点とが争点から本。

おひ、今のは浮城城のいはい。 OK

其二, 11-2000株と有るが、決議は、743株

第 問

1 G工場の株式の議決権は無効である。1は1000株しか有
2 ないからである。そのため、Gの有効株主 議決権は200株と
3 議決権は400株と2は、議決権行使の法廷違反である
4 (同条第2項)。OK。

5 (2) 3は、Bは、P社の取締役であり、かつ株主であるため、
6 取締役の職務の原旨に反して行われる。OK。

7 3は、取締役の職務は株主総会の決議の目的から3ヶ月以内
8 に行われなければならない。本件決議は平成29年6月27日に
9 行われており、平成29年8月1日の時点で取締役の職務を
10 延長しようとする行為は、3ヶ月以内であるといえる。OK

11 (3) Gは招集通知通知をしないが、その旨を法廷違反に
12 して2は、この旨が、招集通知をしないが、3は、
13 上告と異なり、3は、招集通知をしないが、3は、
14 及び3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
15 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
16 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
17 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
18 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
19 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
20 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
21 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
22 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、
23 3は、招集通知をしないが、3は、招集通知をしないが、

第 問

1 Cは、本件貸付が「重要は財産の処分」にあたるのに、取締役会
2 決議を欠いて本件貸付は無効である。平2は、不当利得返還
3 請求が可能なところ。以上、本件貸付が無効である。
4 (2) (1) 本件貸付は「重要は財産の処分」(36条4項(号))にあたる。
5 「重要は財産」にあたるのは、処分が財産の重要、その重要は、
6 1は、占有の客観的知識の目的、3は、3は、3は、3は、
7 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
8 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
9 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
10 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
11 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
12 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
13 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
14 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
15 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
16 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
17 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
18 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
19 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
20 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
21 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
22 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、
23 3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、3は、

H-9 令和 ②

1.

(第 問)

1	3. 5.2. Cは、1000万円相当の不当利得返還請求を以て、D知に事件償付
2	相対額を支拂うようAに請求するにつき、審判官の
3	
4	以上。
5	
6	/
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

5

(第 問)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

I

問1. 返答請求権 損害賠償請求権

① 所有権に基づき ② 不法行為に基づき

問2.

③ 原告の損害の範囲 1. 収入を失った分 認める

④ 原告の主張する損害の原因のうち、甲 については(争われない)。

⑤ 原告の主張する損害の原因のうち、乙、丙、丁、戊 については認めらる。

II.

1. 自由心証主義とは、裁判官の自由裁量に委ねられ、論理に現れたすべての資料・状況に基づいて、裁判官が自由に形成された心証に基づいて結論を導くという。

その内容は、(1) 自由心証の範囲の制限、(2) 自由心証の自由心証の範囲、(3) 自由心証の取捨選択、(4) 自由心証の全範囲の基底的、~~自由心証~~が争われる。

一方、自由心証とは、事実や自由心証の範囲の制限を前提として、自由心証が認められるものに限り結論を導くという。権限と責任を委ねる。

2. 両者の関係については、自由心証とは、自由心証の下で提出された訴訟資料が自由心証の全範囲を基底的に事実認定を行うことである。

III.

言語と非言語

問1.

1. 裁判官は、言語と非言語の両方を用いて、その相対的な評価を認めることができる。

2. さらに、相対的な評価が認められるためには、相対的な状況にあること。

[illegible]

丹清集

第 問

1 原告が被告を殺した。×

2 問う。

3 1. 原告が被告を殺したことは、原告がどのように主張するべきか。 ^{証拠} 被告は、Yが

4 被告の自白を認め、相殺の主張を主張した。この主張が被告

5 に対し、Yは自白を認め、相殺の主張を主張した。これが原告の主張

6 (14年)にあつたが、問題となる。

7 2. 被告は、原告が相殺の主張を「棄却」したといふ。同条を直接

8 適用することはできない。

9 しかし、同年の判例は、被告が原告の主張、原告が被告の主張を

10 原告の主張、原告の主張の理由をどう説明するかを点にみる。そして、相殺

11 主張は理由中の判断であるが、原告が主張した(14年2項)の、原告

12 主張の理由があるといふ。もう少しでいいいこ

13 んど同年の判例は適用し、14年2項の相殺の主張の自白を認め、原告の

14 主張を認め、被告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

15 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

16 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

17 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

18 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

19 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

20 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

21 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

22 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

23 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

第 問

1 原告が被告を殺した。×

2 (2) ^{原告が被告を殺した} 被告の主張は、被告の主張と原告の主張とを主張した。

3 被告の主張は、被告の主張と原告の主張とを主張した。

4 原告の主張は、原告の主張と被告の主張とを主張した。

5 Yが被告を殺した。これは、原告の主張と被告の主張とを主張した。

6 また、原告の主張は、原告の主張と被告の主張とを主張した。

7 被告は、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

8 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

9 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

10 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

11 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

12 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

13 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

14 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

15 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

16 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

17 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

18 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

19 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

20 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

21 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

22 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を

23 認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を認め、原告の主張を